

平成28年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
1	15	現地視察(予算管理)	教育庁	財務課	学校の予算管理上、細分化した細節管理は必要なのであるか。また、必要があるならば、財務会計システムで細節ごとに管理し、それを本庁で確認できれば報告等が必要なくなり、迅速な分析等ができるのではないか。 そこまで必要がない場合も考えられるが、さらに各学校独自に管理のために使用しているエクセル等の表も統一したフォーマットで作成すれば、どこの学校でも同じ事務処理がなされ、引継等も簡易にできると思われる。	本庁が、細節別の管理を学校に求めているのは、集計した内容をもとに、本庁及び学校が、現年度予算の執行見込みや次年度予算の所要額を把握するためであり、当然必要なものと認識しております。 また、管理のための統一フォーマットについては、学校によって、規模や維持管理の方法、経費の内容に違いがあることから、独自に作成したもので管理の方が合理的であり、現時点においては、統一フォーマットでの対応の必要性は低いと考えております。
2	15	現地視察(需用費)	教育庁	財務課	需用費(光熱水費)が新電力の活用により大幅に減少した。 平成27年6月1日より、各出先機関の維持管理経費の縮減を図るため、特定規模電気事業者(新電力)からの電力供給の導入を進めるとし、㈱エネットから電力供給の導入をしている。 導入後の電気料金の縮減効果を確認するため、平成27年6月から平成28年2月までの9か月間の電気料金を確認した結果、㈱エネットからの電力供給による平成27年度の予想削減電気料金は55,762千円と試算された(削減率8.99%)。福島明成高校の光熱水費は新電力導入以外の努力もあり、36%削減された。 その結果、光熱水費が大幅に削減され、その分が修繕料に使用されている。需用費の光熱水費が減ったからと言って、需用費の修繕料が増えてよいものかと思われる。	予算の計上、執行に当たっては、常に、できる限りの縮減と効果的な執行を心がけております。 また、教育委員会が管理する施設では、老朽化等により多くの修繕を要する箇所が出てきており、予算をやりくりしながら優先順位を付けて順次修繕を行っている状況です。 このような中で、御意見いただいた内容については、同一節内において、配分された予算を他の細節で執行したものであり、県の会計規則で認められた取扱いであることから、問題はないと考えております。
3	16	福島明成高校	教育庁	福島明成高校	「生産物製作品生産台帳兼生産物製作品出納簿兼生産物製作品出納内訳簿」では、教職員1名の押印しか確認できない。 販売場に2名以上の教職員が存在したことを明示するだけでなく、同行した教職員の責任を自他ともに明確にするため、教職員の押印は2名で行うことが望まれる。 農産物(野菜、生花)は、天候によって生産量が左右され、価格も変動する。また、販売時期によっても価格が変動する。 農家の生活も生産量が多いときは価格が安く苦労したり、生産量が少ないときは価格が高く安定したりする。 また、生花などは販売時期で価格が大幅に変動する。農産物の生産に加えて販売技術の知識を得るため、生産物売払収入をいかに増やすか、また、増やすことによって生徒が何か得をするような制度を作ることを検討すべきである。	公金(生産物売払代金)の取扱いについて、販売実習に同行した教職員の責任を明確にするため、今後は、生産台帳への押印を教職員2名で行うこととしております。 農業実習は基礎的・基本的な知識と技術の習得を主な目的として、実習計画に沿った生産・販売を行っており、生産物の販売価格は、①市況価格、②品質、③従来の設定価格を基準に決定しております。 なお、販売技術等に関しては、食品流通・農業経済等の教科指導において、シミュレーションを加えた授業展開により、販売や経営に係る生徒の知識習得に努めております。
4	20	就学支援金について	教育庁	財務課	県は、国が目途とした提出期限の7月末までに申請した者と、県が提出期限とする9月末までに申請した者との人数を把握していない。9月に申請した者に対しては何らかの理由書を提出させ、それを承認する手続が必要と思われる。 市町村民税304,200円を払うには、この例によれば年間給与収入は10,000,000円である。この人は、社会保険料1,255,000円、県民税202,800円、所得税517,500円と、社会保険料と税金を合せて2,279,500円を払っている人であり、かつ、社会保険料は雇用主と折半のため、個人負担と同額の1,255,000円を雇用主も払うことになり、合わせると3,534,500円である。これだけ社会に貢献しているならば、授業料を無償としても良いのではないかと思われる。	収入状況届出書の提出期限については、高等学校等就学支援金事務処理要領(文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室)により都道府県が定めることとされており、本県では課税証明書の発行時期や学校の夏季休業期間等を総合的に勘案し9月末としております。 認定等の事務において、9月末の期限までに提出があった場合は、認定結果だけでなく事務の執行や統計処理上も提出月に関係なく同様に取扱っていることから、理由書を提出させる等の手続は必要ないものと認識しております。 また、高等学校等就学支援金制度は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、教育機会の均等を図るために設けられている国の制度であり、一定以上の所得がある世帯は対象外とされております。 なお、県教育委員会としては、全国知事会等を通じて、制度の拡充を国に要望しております。
5	25	現地視察(入札について)	教育庁	福島明成高校	当該耐震改修工事は、当初、平成25年度に予算配分されたものである。しかし、一般競争入札の結果、平成25年度及び平成26年度は応札がなく不調となったため、平成27年度に応札があるまで実施が伸びた。 当該工事は、耐震基準に満たない校舎を補強するものである。生徒が出入りする校舎であり、できる限り早期に耐震補強を行うべきであったが、応札業者がいらないという理由で2年間実施されなかった。 一方で、当該工事の入札は地域要件が県内となっている。入札参加資格者は形式的に115者程度確保されているが、実質的には参加者が少なく、競争性が十分に確保されているとはいえない。このような状況では、臨機応変に地域要件を緩和する事も考えられる。 随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限り行うことができる。当該工事のように、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき(8号)は、随意契約とすることも可能と考えられる。	福島県の公共工事における契約においては、災害で緊急を要する場合などの一部例外を除いて原則条件付き一般競争入札で実施することとされており、公正で透明性のある制度構築を進めているところです。 本件は、発災後の技術者不足などの影響で入札不調が続きましたが、今後は、再入札時の地域要件緩和措置や、真にやむを得ない場合には不落随意契約も検討するなど、より適正な契約事務に努めてまいります。
6	25	安積高校	教育庁	安積高校	上記工事はいずれも一般競争入札により工事業者を選定している。いずれの工事も、応札者は1ないし2者であり、競争性が十分に確保されているとは言いがたい状況である。 平成26年度契約の大規模(機械)工事は応札業者が1社のみであり、当初の入札額は予定価格を上回るとして、再度入札となり、200,000円を2回、400,000円切り下げになって契約したが、契約変更により922,320円(税込)追加されている。 この業者は平成27年にも契約しているが、2度目の入札金額で工事を実施し、契約変更はない。	福島県の公共工事における契約においては、災害等緊急を要する場合などの一部例外を除いて原則条件付き一般競争入札を実施することとされており、公正で透明性のある制度構築を進めているところです。本件においては、震災後の技術者不足等により入札参加者が少なくなったものと推察しておりますが、入札手続きは、教育庁だけではなく全庁的なテーマであることから、今後、関係部局の動き等を注視し、適切に対応してまいります。 また、契約額の922,300円の増額変更は、当初設計では現有エアコンを再利用してファンコンベクション化することとなっていたものが、着工後の現物精査の結果再利用に耐えられないことが判明したためエアコンを新機器に入れ替えたことにより発生したものであり、やむを得ない工事内容の変更であったと考えております。

平成28年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
7	26	会津学鳳高校	教育庁	会津学鳳高校	一般競争入札は、県と私人たる応札企業と対等の立場においてする契約である。県は、応札企業が価格を積算する前提条件を設計費等で提示する必要があるが、当初の設計は何だったか問われる問題として下記が挙げられる。 設計料が減額されている。	本業務は、体育館の耐震工事を実施するための詳細設計書の作成を委託したのですが、受託者は耐力度調査を実施した後に実施設計書を作成する内容となっています。耐力度調査の結果、耐震工事不要箇所が一部あることが判明し、その分の設計書作成が不要となったことから、設計書作成部分の委託料の減額が発生したものであり、やむを得ない契約内容の変更であったと考えております。
8	26	会津工業高校	教育庁	会津工業高校	一般競争入札は、県と私人たる応札企業と対等の立場においてする契約である。県は、応札企業が価格を積算する前提条件を設計費等で提示する必要があるが、当初の設計は何だったか問われる問題として下記が挙げられる。 設計図に必要なない工事があったので276,480円の減額契約されている。	本業務は、管理教室棟の耐震改修工事を行ったのですが、建築図面により作成された設計書に基づいて床を掘ったところ、鉄筋の位置が建築図面と相違していることが判明したため、一部の耐震補強工事が不要となり工事費の減額が発生したものであり、やむを得ない契約内容の変更であったと考えております。
9	26	入札の方法について	教育庁	財務課	教育委員会は一般競争入札を多用しているが、私人と対等の立場において契約しているのか。 県立高等学校就職促進支援員配置業務においては、一般競争入札で業者を選定しておきながら、収支決算書を提出させ、支出額のみを委託料として支払っている。 さらに、一般競争入札により受託業者が変更されても、そこで働く人たちが前の受託業者の社員を引き継いでいる場合などは、一般競争入札ではなく指名競争入札や随意契約を実施すべきである。 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約、競争入札に付し、入札者がいないとき、例えば、重要物品の購入について、福島特定原子力施設地域振興交付金事業で取得した財産等に係る管理台帳から、入札価格と最高入札額の比率が1.3倍以上の4件についての入札結果は下記のとおりである。 (略)・・・報告書27頁の表を参照 物品を購入する場合、メーカーと機種を決めて入札するわけではなく、おおよその仕様書を作成し、国内大手メーカーの県内の代理店が応札参加者となっているため、物品なのにこのような大きな価格差となる。入札参加者が少ないので、指名競争入札や随意契約の採用を検討すべきと思われる。	物品の調達においては、公正で透明性のある契約が必要であることから、単体の予定価格が160万円を超える案件は、原則として条件付き一般競争入札により実施することとしています。物品購入手続きの在り方については、教育庁だけではなく全庁的なテーマであることから、今後、関係部局の動き等を注視し、適切に対応してまいります。
10	27	決裁権限について	教育庁	財務課	設計金額3億円未満の工事請負に係る契約を校長ができることになっているが、3億円が大きすぎないか検討する必要がある。	公所長の契約権限については、教育庁だけではなく全庁的なテーマであることから、今後、関係部局の動き等を注視し、適切に対応してまいります。
11	28	電子入札について	教育庁	財務課	入札参加者を増やさないと、競争入札の利点が少なくなることから、入札参加者を増やすために電子入札制度の導入を検討する必要がある。	電子入札制度の導入については、教育庁だけではなく全庁的なテーマであることから、今後、関係部局の動き等を注視し、適切に対応してまいります。
12	37	教員免許状について	教育庁	職員課	年齢が同じでも学歴によって差が出ているが、専修免許状を取得してもその手当はない。一種免許状を有する現職教員も、専修免許状を取得したならば手当がつくような制度にし、現職教員の研修意欲を助長し、資質能力の向上を図ることを検討されたい。	専修免許状取得者に対する手当については、他の都道府県においても支給しているところはなく、手当の新設は困難であると考えております。
13	38	教員給与の経過措置について	教育庁	職員課	平成18年は、バブル崩壊後失われた10年と言われた平成14年の4年後である。民間企業は、給料引下げや経費の削減などにより生き残りをかけた戦いをしてきた時期である。県も職員の給料を引き下げたため、給料表の切り替えが実施されたが、経過措置があり給料水準の引き下げは緩やかであった。 現在国は、デフレ脱却を掲げ、民間企業への賃上げを要求しているが、デフレ脱却は困難な状況にある。 国は、物価が上昇するインフレ傾向時に為替相場も対ドル等に対し安定し、輸出企業の経営が安定し、賃上げもでき、税収も増加するのでインフレ状況が望ましい。そのために、国がすべき施策は民間企業のような経費削減ではなく、国の歳出を増やすことである。公務員の給料を引上げ、公共工事等の発注価格を引き上げ、国民を豊かにすることと思われる。 経過措置が平成28年3月31日まで10年に及び、期間が長すぎないかという問題がある。	給料表の改定にあたっては、人事委員会勧告に基づいて行っております。 経過措置が長期間であったことは、給料の引き下げが大きかった(最大7%程度)ことを考慮したものです。
14	42	特殊勤務手当	教育庁	職員課	長時間の拘束及び生徒の安全管理、技術指導、人格教育を継続的に行っている教員の手当としては安いと思われるため、部活動指導業務の報酬について改善が必要である。また、特定の教諭・講師に過剰な負担とならないように、数人で分担し、特に休日祝日の顧問活動は同一の方のみが担当しないようにすべきである。	部活動指導手当については、義務教育費国庫負担金の基準と同様であり、平成30年1月から改定されることとなったことから、現在、検討中です。
15	42	高速道路利用の通勤手当	教育庁	職員課	高速自動車国道等を利用する日数に左右されず、かつ、適切な金額の支給となるように、使用実績に応じた手当の支給ができるような制度への見直しも検討する必要があると考えられる。	通勤手当制度は、実費弁償的な側面を持つため、使用実績に応じた手当の支給も考えられるところですが、国、他県の状況においては、本県同様の取扱いとなっております。
16	48	教員の多忙化について	教育庁	職員課	長時間勤務の原因として、会議の多さや部活動を挙げている場合が多い。月の在校時間が100時間を超える者が複数いると報告される学校もある。田島高等学校は、募集定員の削減に伴って教職員の定数も削減されていること、また、中高一貫教育事業がスタートしたことにより業務量が増え、校務の遂行が非常に厳しい状況になった。そこで、喫緊の課題として部活動の精選を中心に取り組んでいる。その他、相馬農業高等学校などは部活動によっては教員では技術的な指導が難しい場合に外部コーチを効果的に活用するなどしている。 教職員の多忙化を解消し、教育に全力で取り組めるように次のような方策をとることを検討すべきである。 県は、会議の仕方についても統一的な方法を検討して、短時間で効率的な会議を行うよう指導すべきではないかと思われる。 部活動についても教育の一環としているが、引率以外の指導については教員免許を必要としないことから、外部指導員の活用を積極的に進めることが必要であると思われる。	会議の持ち方を始め、校務の見直しについて、教職員多忙化解消プロジェクトチームにより検討を進めております。 平成29年4月1日に学校教育法施行規則の一部が改正され、「部活動指導員」が法令上定義されたことを受け、現在、導入に向け検討を進めております。

平成28年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
17	55	高校統廃合	教育庁	高校教育課	<p>中学校卒業生に応じて募集定員を決めているので、全体的には定員割れの状況は生じないと思われるが、生徒及び保護者にとって魅力のない高校は定員枠があっても志願していない状況である。</p> <p>平成27年度の定員320名の高校は、福島、郡山、いわきの各地域において中心となる高校で入学希望者が多いところである。各地域において中心となる高校は、会津、白河地域にもあり、それらの高校の定員は削減すべきではないと思われる。今回白河高校の定員を40名削減されることになっているが、定員80名以下の小規模校や、定員40名の分校の扱いを、廃校も含めて検討すべきであると思われる。ただし、中学校卒業後のほぼ全ての者が高校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮する必要があり、通学可能な範囲は公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図る必要がある。福島県の小規模校は郡部にあることから、その地域にある小規模校を廃校とした場合、生徒にとって通学できる高校が無くなる可能性もある。その場合、生徒はアパートを借りたり下宿をしたりして他の地域の高校に通学することになるが、その場合はアパートの家賃や下宿代に補助金を支給することも検討すべきである。</p> <p>福島県は定員80名以下の高校が24校もあり、募集定員も1,730名である。小規模校は教員1人当たりの校務分掌が増える傾向があるといわれるが、これらの学校に教員を十分に配置し、教育設備も充実させる必要がある。一方、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながらの「確かな学力」や「逞しい心」等を身に付けるため一定規模以上の学校であることが望ましいと思われるので、これらの学校にも教員を十分に配置し、教育設備も充実させる必要がある。しかしながら、教員の通勤時間を考慮し、その地域に教員が住んでいなかったり、生徒の一部が他の地域の高校へ通学したりしているような場合は、廃校の対象としてもよいと思われる。</p> <p>また、存続させる場合でも、学校行事でクラブ活動をやらずに、その代わりに地域で協力してスポーツや文化的事業等を楽しむ環境が必要と思われる。</p>	<p>高等学校を取り巻く社会情勢が変化するとともに、中学校卒業見込者数が今後10年で約5000人減少すると予測されており、県立高等学校改革は避けて通れない課題と認識しております。</p> <p>このような中、学校教育審議会から今後の県立高等学校の在り方について答申をいただきました。この中で、生徒どうしが集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて個々の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、望ましい学校の規模を1学年4学級以上としますが、1学年8学級の学校は学級減が必要であり、1学年3学級以下の学校は魅力化を図りながら統合を推進すべきとされました。また、過疎・中山間地域では、学習機会を確保するため、通学可能な学校が他にないなどの地理的な条件を考慮して、例外的に1学年あたり1学級の本校を検討するとともに、1学級本校化とする場合、教員の配置や学校の魅力化に配慮することなどが示されました。</p> <p>県教育委員会といたしましては、この答申の趣旨を十分に踏まえ、魅力と活力ある学校づくり及び生徒にとってよりよい教育環境の提供に向けて、新たな県立高等学校改革計画の策定に着手してまいります。</p>
18	59	教員採用試験	教育庁	高校教育課	<p>教員採用試験は狭き門となっており、教科によってはほとんど採用枠がないこともある。教員には大学を卒業してすぐにはなれないということも聞かれるので、選考ごとの合格者数を公表して、教員になろうとする者の目標とすべきであり、大学を出たらすぐに教員になれるような制度とし、優秀な人材が福島県の教員となるような制度とすべきである。</p> <p>選考試験を実施したら、選考過程を明確に公表することは、教育委員会の説明責任と思われる。</p>	<p>教員採用選考試験については、校種、教科ごとの志望者数及び合格者数をHPで公表しております。また、選考試験の制度については、英語教科における加点制度、情報免許状取得に係る加点制度を実施しており、さらに平成31年度より小・中学校教諭志願者に対し、複数免許状免許保有者への加点制度を実施する予定で、優秀な人材が出願するための制度を検討し、実践しているところです。選考については、一次試験では、筆答試験及び実技試験の得点、面接のランク、不合格者の中での総合ランクについて、さらに二時試験では、適正検査及び身体検査の適否、小論文の得点、模擬授業、個人面接及び集団面接のランクの開示を請求できることで、受験者が先行課程を確認することができる仕組みとなっております。</p>
19	59	常勤講師	教育庁	職員高校教育課	<p>教科毎にごと定員が決まっているので正式採用はできないが、欠員補充や特定教科の充実の目的で常勤講師を採用している。常勤講師は次期の選考試験で本県や他県の正規の教員を目指したり、臨時的任用教員経験者特例選考を受験している。</p> <p>給料は大学卒の講師の場合、一級二十一号給199,600円で、大学卒の教員210,500円と大きな差はない。</p> <p>常勤講師は、1年に満たない期間で任用され、その都度初任給を計算し、給料を決定している。正規の職員になれずに常勤講師を続けている場合、初任給に限度号給があるため、68号給を超えることはない。1級68号は、273,700円である。</p> <p>また、常勤講師は20代30代の若い年齢層が多いため、授業等の業務に加えて、運動部の部活動顧問をしている者もいる。その場合、休日出勤など、勤務時間が長くなる。</p> <p>同じ業務に携わりながら、昇給する正規の教員と、限度号給がある常勤講師を区別がするのは合理的であるのか、</p> <p>また、仕事内容や勤務拘束時間に見合った公平な給料はどうあるべきか、調査検討が必要であると考え。</p> <p>県も、第6次福島県総合教育計画平成27年度アクションプラン基本目標と施策(3)豊かな教育環境の形成における〔施策14〕で「教員の資質の向上を図ります」、〔施策16〕で「透明性の高い開かれた教育を推進します」としている。</p> <p>「平成29年度福島県立学校(高等学校)臨時的任用教員募集のお知らせ」によれば、臨時的任用教員(常勤、非常勤)の申込は随時受け付けている。</p> <p>応募資格は教諭普通免許状を有すること、欠員等により任用の必要が生じた際には書類選考、面接等で採用する。</p> <p>なお、このパンフレットには臨時的任用教員経験者特別選考による教員採用については言及されていない。</p> <p>常勤講師は、福島県の教員採用試験を受験したことを前提としていないため、常勤講師のレベルが低かった場合、生徒、保護者に弁明できるかという問題がある。能力レベルが高くて、常勤講師時代に教員採用試験や他の勉強をしていて授業に全力を投入していたか問題となる場合もある。</p> <p>常勤講師を採用する際は、教員免許を持っていることを前提に、教員としての能力があることを確認し採用する仕組みを考えるべきである。</p>	<p>地方公務員法の改正により、国において、臨時・非常勤職員の待遇について検討しているところであり、その結果及び他県の状況を踏まえて対応を検討してまいります。</p>
20	60	時間講師	教育庁	高校教育課	<p>非常勤の臨時的任用教員は時間講師といわれる。少子化で学校の統廃合がされた場合、教員の数が今までよりは少なくても済むなることも考えられる。一方、教員を退職しても今の60歳代は十分教員として働ける者もいる。教員を退職した者を時間講師としてもっと採用することを検討すべきである。</p>	<p>これまでも退職した教員の希望雇用形態と学校現場における教員の病休等の状況を鑑みながら時間講師等の採用を行ってきたところではありますが、引き続き退職した教員の能力を有効活用できるよう、マッチングを図ってまいります。</p>

平成28年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
21	69	県立高等学校就職促進支援員配置業務について	教育庁	高校教育課	<p>委託契約書の第12条(委託料の支払い)では、委託料に含まれるもの実績報告を受けその金額を払うことになる、いわゆる実費弁償方式の委託料の支払いとなっている。</p> <p>実費弁償方式は、県や市などが外郭団体に委託する場合、外郭団体の運営費の補助金を支出しておいて、委託業務については外郭団体が支払った経費を委託料として支払うもので、委託業務で受託業者は損も益も出ない仕組みである。</p> <p>この方式は、委託業務によって利益が出ないため公正なように見えるが、受託業者は経費削減や効率的な運営をしないとして問題視されている。</p> <p>本事業の受託業者は民間の業者で、運営費の補助金は支出されていない。したがって、受託業者は運営費分が赤字になる。運営費が赤字では、民間業者は受託できない。</p> <p>そうすると、今回のケースではその他管理運営費14,422,781円の中に受託業者の運営費や利益に相当する金額が含まれていると考えるべきである。実費弁償方式によるのであれば、受託業者の運営費や利益、またこれらに係る消費税相当額は実際に支払った金額ではないため、本来精算すべき金額ではないと考えられ、県としては受託業者に対して当該金額の返還請求を行う必要があると考えられる。</p> <p>しかしながら一方で、入札により契約額が決まっているものであるため、特段減額払いの要件に該当しないのであれば満額支払うのが本来のあるべき取扱いと考えられる。</p> <p>現在の取扱いは実費と言いつつ受託業者の運営費や利益が実費の中に算入されることが、事前に教育委員会と業者が了解していると考えざるを得ない契約であり、契約額(入札額)満額の支払いを行う取扱いに変更すべきである。</p> <p>本事業は緊急雇用創出事業で、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長通知の「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に係る契約形態等について」によれば、「雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とするよう配慮願います。」とある。</p> <p>また、国の「(国)緊急雇用創出事業等実施要領」及び県の「福島県緊急雇用創出基金事業(県実施事業)実施要領」によれば、「競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、」とある。県の財務規則によれば、随意契約とする場合は「契約権者は、随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格十万円未満の場合を除くほか、なるべく二人以上の者から見積書を徴し、」とあるので、委託の対象が人であること、緊急を要することなどを鑑みれば、契約の形態は随意契約とすべきであった。</p>	<p>本事業は、国の緊急雇用創出事業により実施したものであり、国及び県の緊急雇用創出事業実施要領に基づき精算行為が予定された概算委託契約を行ったものです。</p> <p>精算行為が予定された概算委託契約については、福島県財務規則第110条及び第115条において認められており、県財務規則・事業実施要領に基づく適正な契約であったと考えております。</p> <p>また、契約の手続きについても、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第5及福島県財務規則第267条等により随意契約は困難であると考えております。</p>
22	69	県立高等学校就職促進支援員配置業務について	教育庁	高校教育課	<p>入札参加者が2社で、うち1社は失格である。このような場合でも一般競争入札による価格決定と言えるのか、検討が必要である。また、今回の事業における新規雇用者の雇用期間は、平成27年4月13日から平成28年3月31日までのおおむね1年間となっている。支援員の要件として6か月以上の就職支援経験を求めていることから、仮に翌年度も同規模の委託事業を行うならば従業員を期末に解雇し、翌期首に再度雇用しなければ人員の確保は困難と思われる。そのため、入札により受託業者が変更になっても、実態として毎期の雇用者は大部分が継続することが想定される。このような委託事業は果たして一般競争入札による業者選定が妥当かどうかという点も検討する必要があると考えられる。</p>	<p>地方自治法、地方自治法施行令及び福島県財務規則に基づく適正な手続きであったと考えております。</p>
23	70	県立高等学校就職促進支援員配置業務について	教育庁	高校教育課	<p>委託仕様書によると、新規雇用される失業者を支援員として雇用することになっているが、3(委託内容)の(7)にあるように、それなりに実績のある人を要望している。収支計算書の賃金を支援員の業務従事時間で割ると、1時間あたり賃金は1,091円となる。それなりに実績のある人が、なぜ低賃金で働いてくれるか理由を調査すべきである。</p>	<p>“低賃金で働いてくれる理由”の調査については、プライベートな内容であるため、実施は困難であると考えております。</p>
24	70	県立高等学校就職促進支援員配置業務について	教育庁	高校教育課	<p>事業費の7割以上は人件費にするとされているが、事業費が消費税込みと消費税抜きではその金額に差がある。明確に消費税抜きとすべきと思われる。</p>	<p>従来は、「消費税抜きの全体事業費に対する消費税抜きの人件費」または「消費税込みの全体事業費に対する消費税込みの人件費」が7割以上となっていれば、要件を満たすものとして取り扱っておりましたが、今回頂戴したご意見を踏まえ、今後、消費税の取扱いを仕様書に明記するよう改善してまいります。</p>
25	72	ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業	教育庁	高校教育課	<p>生徒等は旅行費用を支出しておいて、その後補助金を受給することになるが、金額も150,000円と大きく、保護者の経済的負担も重い。また、学校が実施する海外ホームステイ研修という観点から、補助金の不正受給の可能性も低いと考えられるので、支給時期を早くし、保護者から150,000円集金しない方法や支給を直接旅行代理店等にする方法にすべきと思われる。</p>	<p>本事業は、海外ホームステイに参加する高校生を対象とした補助事業であるため、直接旅行代理店等への支出には適さないものと考えております。また、参加予定であった生徒が体調不良等により直前に不参加となるケース等もあるため、研修の実績を確認した上で各個人(保護者)へ補助金を支出する必要があると考えております。</p> <p>なお、今回頂戴したご意見を踏まえ、なるべく早く補助金の支払いができるよう努めてまいります。</p>
26	82	東日本大震災特例採用募集における奨学金の返還免除制度について ①条例と要綱	教育庁	高校教育課	<p>福島県奨学資金貸与条例等によると、返還免除に係る規定は次のとおりである。 (略)・・・報告書82頁の関係規程抜粋を参照</p> <p>免除については、死亡または又は心身の故障、その他やむを得ない事由としている。</p> <p>平成24年度包括外部監査報告書の「奨学資金貸付金特別会計」によると、本人死亡が判明した5年後に連帯保証人の居住地が判明し、7年後に保証人に督促することを決定して返還請求を行った結果、完済された。とある。この場合、免除申請をすれば免除される理由に該当すると思われるが奨学資金の返還免除は限定的である。</p> <p>ところが、東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については福島県奨学資金貸与要綱において、最終学歴卒業後の収入の見込によって返還義務を免除することになっている。</p> <p>要綱が条例を超えて免除して良いかという問題がある。</p>	<p>東日本大震災特例採用募集における奨学金の返還免除制度については、福島県奨学資金貸与要綱において、福島県奨学資金貸与条例第13条に規定されている「その他やむを得ない事由」に整理しております。</p> <p>なお、財源である国の被災児童生徒就学支援等事業においても認められています。</p>

平成28年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	部局	担当課	監査結果報告の内容	措置の内容
27	83	東日本大震災特例採用募集における奨学金の返還免除制度について ②収入見込	教育庁	高校教育課	最終学歴の基準額の収入見込み額は大変ハードルの低いものである。 厚生労働省による平成27年賃金構造基本統計調査によると、学歴別の初任給は以下のような状況であった。 (略)・・・報告書83頁の表を参照 福島県の大学卒業の平均年収は300万円程度であり、免除となる収入見込みの基準額(平成27年390万円未満)よりも大幅に低い。収入見込みの基準額は制度の初年度よりも増額しており、当該奨学金は東日本大震災の被災者救済を目的とした実質的に返還を予定していない性質のものではないかと考えられる。ただし、高校退学の場合は免除申請できないので注意が必要である。 返還人数の理由別内訳によると、平成27年は退学3名、所得超3名であった。所得超3名のうちの1名は専門学校(専門課程)を卒業した看護師であり、収入見込みが350万円を超えていたため、返済免除とならなかった。看護師という職業柄、夜勤等の手当を含めた収入見込みで350万円を超えたと思われるが、収入見込みには夜勤や残業等の変動的な要素を入れてよいものか検討が必要である。 この奨学金は高校時代のものであり、その後大学や大学院を卒業時の初任給を言っているため、高校卒業時点での収入見込みでよいと思われる。	東日本大震災特例採用募集は、東日本大震災により被害を受け、経済的理由により就学が困難となった高校生等を支援するために実施している奨学金貸与制度であるため、原則として返還を伴う制度です。 返還免除の収入基準額については、人事院「職種別民間給与実態調査の結果に基づき算出しておりますので、その金額に変動があった場合は収入基準額も変更することになります。 また、国のQ&Aにおいて「実際に各都道府県が返還免除制度を設ける場合は、～返還開始時の所得状況を確認するなど、一定の確認の手続きが必要と考える。」との見解が示されているとともに、返還が開始されるのが、返還猶予を受けることにより実際には最終学歴卒業後になるため、返還開始時点での収入見込みを確認するのが妥当であると認識しております。
28	83	東日本大震災特例採用募集における奨学金の返還免除制度について ③返還希望	教育庁	高校教育課	平成24年と25年は、それぞれ返還希望(＝免除申請がなかったもの)が2名(合計4名)あった。この震災特例採用募集は、東日本大震災の被害者救済を目的として実質的に返還を予定しないものであるため、原則として全員が収入見込みを提出し免除申請すべきものと思われる。このような制度趣旨が奨学資金の申し込み時に周知徹底されていたか。返済希望を受け入れるべきでなかったのではないかとと思われる。	東日本大震災特例採用募集は、東日本大震災により被害を受け、経済的理由により就学が困難となった高校生等を支援するために実施している奨学金貸与制度であるため、原則として返還を伴う制度です。返還猶予や返還免除については、対象となる生徒一人一人に制度の周知を図っているほか、広域に避難している状況を踏まえ、全ての都道府県に対し制度の周知徹底を依頼しておりますが、今回頂戴したご意見を踏まえ、引き続き制度の周知に努めてまいります。 なお、制度内容を理解した上で返還を希望するケースもあることを申し添えます。
29	83	東日本大震災特例採用募集における奨学金の滞納貸付金つ	教育庁	高校教育課	発生から相当期間経過した未収金については、「出納局に移管して集中的に回収に努める」等の措置を検討すべきと考える。また、弁護士等の専門家や債権回収業者への委託も検討すべきである。	未収金対策としては、これまで督促状、催告書の送付や訪問催告を行っておりますが、今回頂戴したご意見を含め、未収金の回収に繋がる措置を検討してまいります。
30	84	東日本大震災特例採用募集における奨学金の返還免除制度について	教育庁	高校教育課	近年、雇用情勢の悪化や学費の上昇により、奨学資金を返済できずに自己破産してしまうケースが増加していると聞いている。高校卒業後、東京の私立大学に進学した場合、少なく見積もっても、生活費・学費合わせて年間2百万円弱、4年間で8百万円弱の資金が必要となる。 (略)・・・報告書84頁の表を参照 奨学資金で福島県から月額40,000円を借り入れた場合、足りない部分は、親からの仕送りやアルバイト等で資金を充当する。 (略)・・・報告書84頁の表を参照 卒業後15年にわたり、毎月10,666円を返済していく。借入金の返済は所得控除とならない(経費にならない)。月に40,000円借りると長期間にわたって返済していかなければならないことを覚悟しておく必要がある。 最近返済の必要がない給付型の奨学金が話題になっているが、給付型奨学金以外の奨学金の返済についても、県内に就職した場合、返済を免除する制度、例えば県商工労働部において福島県の地域経済を牽引する成長産業へ就職した方に対して一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付する「福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」を実施しているが、このような奨学金の返済が奨学生の負担にならないような制度を拡充すべきである。	福島県奨学資金貸与事業(震災特例採用除く)については、返済金を新たな貸与資金に充当していることから、現在の制度では、返済を免除する制度の導入は困難であると考えております。 また、給付型奨学金制度につきましては、安定的な財源により継続的に実施することが必要であると考えております。 国においては、平成29年度から、私立の大学等に自宅外から通学する住民税非課税世帯の方など、特に経済的に厳しい学生を対象として給付型奨学金制度を先行実施しており、平成30年度から本格導入することとしていることから、引き続き、その動向を注視するとともに利用しやすい制度となるよう要望してまいります。

【指摘事項:なし 意見:30件】